

平成17年版県民活動白書について

1 位置付け

(1) 法的根拠

山口県県民活動促進条例第14条の規定による報告

山口県県民活動促進条例（抜粋）

（年次報告）

第14条 知事は、毎年、県議会に、県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(2) 性格

山口県県民活動促進基本計画に掲げる「県民活動の総合的かつ計画的な推進」を図るため、県民活動の状況を年次的に把握・分析するとともに、当該年度の具体的な実施計画を示すもの

2 公表時期

毎年、1回、9月議会で報告後、広く県民に公表する。

なお、今回は、平成16年度に引き続き3回目の報告となる。

3 今回の白書の特徴

(1) 最新の調査データに基づく現状分析及び課題抽出

→（主眼）これまでの取組実績の評価及び今後の施策展開の参考

(2) 県内における協働事業の事例紹介

①県と県民活動団体との「協働」の事例を紹介

②県民活動団体間における「協働」の事例を紹介

③市町村と県民活動団体との「協働」の事例を紹介

→（主眼）協働を促進するための今後の施策展開の参考

(3) 平成16年度パワーアップ賞受賞団体の活動紹介

→（主眼）先駆的な県民活動の事例紹介による県民活動の促進

(4) 平成16年度企業ボランティア活動促進モデル事業所紹介

→（主眼）先駆的な企業の社会貢献活動の事例紹介による県民活動の促進

4 白書（案）の概要

別紙「県民活動白書（平成17年版）（案）（抜粋）」のとおり